

経営会議の内容

件 名	大和市地域防災計画の修正について
所 管 部	市長室
日時・場所	平成27年 2月13日（金） 10:35 ～ 11:35 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、議会事務局長、危機管理監、危機管理課長
提 出 理 由	大和市防災会議に大和市地域防災計画の修正素案を提出するにあたり、その内容について合意を得る必要があるため
会議経過	【主な意見等】 ・計画策定後の運用が大切なので、対応マニュアルを作り、実務に盛り込んでいくことが重要である。庁内向けにも危機管理課から改正内容を周知すること。 ・災害時には各部の役割があるが、危機管理課と対応について調整する機会はあるのか。 （所管部）危機管理課と各部の勉強会もしっかり行っていく。また、災害発生時の対応は複数の部によるグループ制で行っているため、そちらでも協議を行っていく。 ・昨年度は、本市も大雪による被害を受けて 長いところでは10日間ほど道路復旧に時間がかかった。道路脇に雪を積んでしまい、幅員がとれずに車が通れない状況も考えられるため、個々の道路の種類によって、除雪方法を事前に考える必要もある。 ・市内を走る道路について、優先的に復旧する必要がある場所について市民に周知し、初期対応について、しっかりと検討していく必要がある。また、建設業界との協力体制による機動力の確保、国、県との調整も必要である。 ・火山災害対策について、本市においても富士山が噴火した場合に被害が生じることだが、市民への影響についてきめ細かいアナウンスが必要なのではないか。呼吸器系等への健康被害も飛躍的に増えることが想定されるので、医療関係者への周知も必要である。 ・緊急車両の通行ルート確保のため、放置車両について移動が可能となるが、その際に補償問題等が発生した場合の対応についても、今後、検討が必要なのではないかと思う。 ・避難行動要支援者名簿について、提供先は限定されているのか。 （所管部）従来どおり、避難支援等関係者への提供で対応していく。 ・安否情報は一括で提供するのか、施設別に行うのか。 （所管部）東日本大震災では、避難場所だけでなく入院情報についても自治体に問合せがあり、その情報提供が困難であったということから、今回の法改正で安否情報の提供等が加えられた。現行の防災情報システムで取り扱える情報は引き続き提供していくが、それ以外についても、マスコミと連携して積極的に情報提供を行っていく。 《次ページに続く》

	・被災状況を空から確認できる無人機の導入についてはどうか。 （所管部）内容と価格から考えて、現実的に活用できないと考えているが、日々技術も進歩しており、今後の検討課題としていく。 ・現在、防災教育は各学校の教育課程の中にあるため、学校によって差がみられる。防災教育を一定のレベルで保っていくため、平成 27 年度中の防災教育担当による体制立ち上げについて、小中教頭会を中心に検討が行われている。今回の計画改正についても、今後、防災教育に盛り込み、各学校が地域の一員としてどう取り組んでいくかも、危機管理課と連携を取りつつ検討を進めていきたいと考えている。 ・指定緊急避難場所、避難生活施設等の災害種別の区分けは分かりづらい。市民の方々にどう理解されていくのか、きちんと対応を考える必要がある。 ・これまでの改正の経過はどのようなになっているのか。 （所管部）国内で大きな災害が発生すると、法律が改正されるため、本市の地域防災計画もそれに合わせて改正している。阪神淡路大震災後、地域防災計画を全面的に改正している。 ・災害発生時の対応について後悔しないよう、これまで計画を修正してきた経緯や内容等をふまえた対応を行っていくことが重要である。特に、本市の場合、学校が住宅密集地にあり、災害発生時の火災が懸念される。東日本大震災では、学校の避難判断が子どもたちの生死に影響を与えたということもあった。教育関係者は特に力を入れて、子どもたちが被害を受けることのないように対応すること。
会議結果	案のとおり、進めていく。